

519.8  
36

519.8-Sh36㊦  
1200500745147

興都市の待望  
島田藤著

〇  
複写



始



519.8  
SH 26



京大工学部講師  
副法人建築學會副會長  
式會社島藤社長

島田藤著

復興都市の待望

平和出版社發行

復興都市の希望

はしがき

著者寄題本

我國は今食糧難の打開に一日を忽せにするを得ぬ危急に迫られてゐる。之を思へば我々は安き心もなく他事を顧る暇は無いのである。

嚴寒の脅威から被災者達を護るべき緊急越冬住宅にしても食糧事情の爲め進行遅々として所期の計畫の實現は遂に望むべきもない。食糧問題の解決は國民生活に活を入れ再起奮發の意慾を活かす原動力である。然し乍ら我々建築家は此の間にも新日本建設の大使命を忘れることは出来ない。營々研鑽し一刻も速かに國土計畫と都市計畫を樹立せねばならぬのである。

震災都市の復興は實に稀有の恵まれた國民精神革新の機會である。國に政治の改新あれば人心の刷新を圖る爲め屢々國都を新たな地に移すことさへ行はれることは史上に見る處である。今我國は開關以來の大變革の時期に際會した。之が爲め政治組織に或は社會制度に大きな轉換を來すことは云ふを要しない。而して此の精神を形體に具象するものは建築である。國收れて山河在りと云ふ。我々は悠久三千年の歴史を語る富士山を仰ぎ見ることは出来るが過去數十年、數百年の惡夢の殘骸である建築は藝術的愛惜の影を追ふべくもなく否應なしに一掃された。名古屋城も無い。芝徳川家靈廟も今は地上に見ることは出来ない。残る名建築として千三百年の昔に遡り大化の改新の行はれた平和郷奈良の飛鳥建築法隆寺を數へ得るも意味深い。

戦火に壊滅淨化された大小九〇都市は我建築家創作の處女地として、また施工者が妙腕を振ふ活舞臺として、更に國民の旺盛な再建の意氣を盛るべく展開されてゐる。これからの建築は建築家の小手下の建築を排除したい。郷土を背景とし日本國民の平和な精神を象徴した建築でなければならぬ。敗戦に疲れた我國の經濟力は甚だ乏しいであらう。併し我々の力を以つて世界の畏敬をあつめる眞善美

973  
421

を簡めた平和的樂土を築くことは可能である。建築設計者は眼を瞬き腕を撫すであらう。工事を引受ける施工者も同じ心で精進しよう。惰夫は立ち失業者は蘇るであらう。新日本建設の實體はかくして築かれる。

生れ出づる都市計畫の構思は從來の區々として境界の錯綜した建築敷地は一團の大きなブロックとして整理し正形化され、建築物は其の敷地にふさはしく調和統一されて整つた形と明快な彩りとを以つて伸びやかに建て連らねれる。農耕地區は住宅地區と共に適當に設定され、街衢に織り込まれた緑地や植樹帯は衛生的、防災的に典雅な都市を形成する。地下鐵道は路線を増強され、交通は主要營造物の合理的配置と通勤系統の適正化に依つて、流れる如くに整理される。空港との連絡、國鐵幹線との濶みなき聯繫は勿論である。一般住宅は家庭電化の普及に依り低廉な生活水準のもとに豊かに建てられ樂園の住みとなり、工場は最大の機能を發揮する配置により理想的環境に設けられる。

建設の工事は施工團體の努力により、合理化を徹底し高度の機械力の導入、共同施設の運営を行ひ精進を込めた努力が集中される。

かく建設される都市は不燃構造の區域を擴大し隣家に燃え移る様な火災もなければ、地震の脅威も除かれる。大都市の外、其の周辺の衛星都市、各地方的役割を持つ中小都市は、學園、居住、工業、商業等の夫々の使命を持った機能を發揮することにふさはしく郷土的特色を備へ人口の配分に於ても規制される。以上を實現するためには之を助成すべき法律の設定及び建築助成會社の設立等も必要である。

國の生産活動の軸は都市にある。速かに戦災より立上り國民が活動を開始するには先づ都市を建設し、一千餘萬に上る全國都市罹災者に落着くべき處を與へねばならぬ。

當然復興さるべき都市はかくして健全なる農村と相呼應して新日本の生命を育むものとなるのである。

るが、以上の理想を一場の夢と化すか否かは懸つて國民の意力と計畫に對する理解ある支持の如何に歸着するのである。

私はかねてから以上の如き見地に立ちその構想を畫き乍ら、住の問題更に大きくは都市復興の問題を探り上げ、之が總體的考察を試みて大方の御参考に供し度いと念願して居たが、今回求めに應じ急遽此の一編を上梓する事となつた。固より小冊子にして十分に意を盡し難いが、建築學會に於ける諸委員の研究を骨子とし且諸官廳に於ける復興計畫案等を資料とし私見を加へて纏めたもので、都市復興問題に對し一般人士の認識を些かでも深める事が出来たならば私の喜び之に過ぐるものはない。併し乍ら業務の餘暇、頻繁な停電に妨げられつゝ書き下した拙文は多くの誤無きを期し難い。以て大方の御叱正を乞ふ次第である。

昭和二十一年二月

島田藤

目次

(一) 都市戦災の状況……………( 2 )

(二) 都市不燃化問題の回顧……………( 8 )

(三) 都市の復興計畫……………( 14 )

(四) 建築計畫……………( 22 )

(五) 住宅建設の工業化……………( 24 )

(六) 復興建築用資材……………( 28 )

☆

附録 戦災地復興計畫基本方針……………( 35 )

戦災復興院……………( 35 )

(一) 都市戦災の状況

今次大戦に於ける内地の空襲被害を九〇都市に就いて見ると左表の如くである。

都市戦災状況調(昭和二十年九月二十五日内務省調査資料ニ依ル)

都市名	罹災面積	罹災人口	罹災戸數
九〇都市總計	一四七、七三八	一〇、四七七、一七二	二、二五六、一六五
都	六〇	八、〇〇〇	一、二〇四
市	一、四四四	二、一〇〇	三九二
路	二〇〇	五、三〇〇	一、一四三
館	一、四四四	八五、〇〇〇	一八、〇〇〇
蘭	二〇〇	二、五〇〇	五〇〇
森	一、四四四	一六、〇三〇	四、四八二
戸	二〇〇	二、三五〇	一、六〇〇
岡	五〇〇	六〇〇	一六四
盛	二〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
釜	一、六〇〇	二、三五〇	四、四八二
宮	二〇〇	六五、〇〇〇	二、〇〇〇
仙	二〇〇	二、八五三	二、三五一
郡	一、〇〇〇	一九、〇五五	四、六〇八
平	四三、一六〇	三、八六九、一〇〇	七七三、八二〇
東	一、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
八	六、〇〇〇	三九九九、一八七	九九、二八二
横	六、〇〇〇		

川平小千銚熊水日宇前高伊長甲一名岡豊静濱  
田 都 勢 古

崎塚原葉子谷戸立官橋崎崎岡府屋宮崎橋岡松

二、七四〇	一五四、四二六	三五、五四二
八二〇	三一、〇三八	七、二二五
二四	一、六六六	三九五
五三〇	三八、〇六〇	八、九〇〇
三五五	二五、二六七	五、〇九二
二七〇	一九、〇〇〇	三、七九七
一、四〇〇	四四、一〇〇	一、六〇〇
一、一七八	六九、〇〇〇	一一、〇〇〇
八〇五	四八、〇〇〇	一三、〇〇〇
六〇	五五、一七五	一一、六二八
九〇	三、二四三	六二七
一、〇〇〇	八、五一二	一、九四九
一、〇〇〇	五三、七〇三	一一、一三四
一、一六〇	七八、九五二	一八、〇八〇
五、四〇〇	四九五、二〇二	一三六、一五七
六八〇	四一、〇二七	一〇、四六八
六〇〇	三二、〇六八	七、五三四
一、二〇〇	七四、七七二	一九、七八七
一、〇〇〇	一一四、〇〇〇	二四、四五九
一、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一八、九七〇

和歌  
 和 歌  
 高 今 宇 松 德 高 岩 德 宇 下 岡 福 吳 廣 敦 福 新 田 海 和

知 治 島 山 島 松 國 山 部 關 山 山 島 賀 井 宮 邊 南 山

二、〇〇〇  
 一、三四五  
 二、六〇〇  
 二、八五〇  
 二、三〇〇  
 二、二〇〇  
 五、五〇〇  
 四、四〇〇  
 三、三〇〇  
 九、〇〇〇  
 一、三七〇  
 九、〇〇〇  
 六、〇〇〇  
 八、〇〇〇  
 九、一〇〇

一三三、八〇〇  
 三、七〇〇  
 五、二二五  
 二、〇八五  
 九、二三四  
 二、二〇八  
 一、六〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 七、五〇〇  
 五、五〇〇  
 (未詳)  
 (未詳)  
 八、五〇〇  
 七、一〇〇  
 七、五〇〇  
 三、二〇〇  
 三、五〇〇  
 五、〇〇〇

二八、一五九  
 一、〇〇〇  
 一、二四四  
 五、〇〇六  
 二、三、七九七  
 四、二六八  
 五、〇〇〇  
 二、〇、四二〇  
 (未詳)  
 一、三、〇〇〇  
 一、五〇八  
 一、〇〇〇  
 (未詳)  
 (未詳)  
 一、八、〇〇〇  
 一、六、〇〇〇  
 一、五、〇〇〇  
 六、五〇〇  
 七、〇〇〇  
 一、三、〇〇〇

清 沼 岐 大 津 四 桑 宇 富 大 塚 布 豐 神 西 飾 姫 明 尼 蘆  
 日  
 山

水 津 阜 垣 市 名 田 山 阪 施 中 戶 宮 磨 路 石 崎 屋

一、一〇〇  
 一、二三〇  
 一、七六〇  
 一、〇二〇  
 一、〇〇〇  
 六、九一〇  
 三、四三〇  
 一、五〇〇  
 一、二六〇  
 一、二〇〇  
 一、二〇〇  
 三、〇〇〇  
 二、四〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、八三六  
 一、八三四  
 七、八九〇  
 一、〇〇〇

四、二〇二  
 四、四、三八七  
 八、五、二三七  
 二、四、一一〇  
 五、九、四四〇  
 六、六、五〇五  
 二、九、六一〇  
 二、四、〇四〇  
 一、二、四、四五〇  
 一、五〇〇  
 七、五〇〇  
 一、五〇〇  
 七、〇〇〇  
 四、七〇、九二〇  
 八、五、二〇〇  
 一、六〇〇  
 四、六、〇〇〇  
 三、八、〇〇〇  
 四、二、〇九四  
 一、二、二〇〇

八、三七九  
 九、四六六  
 二、〇、五三〇  
 四、八二二  
 二、九二一  
 一、三、三〇一  
 六、三〇〇  
 五、三五三  
 二、二、四九〇  
 三、〇、六六六  
 一、五、〇〇四  
 二、八九〇  
 一、三九〇  
 一、三三三、四四八  
 一、五、八二四  
 三、九七〇  
 一、一、五一三  
 九、三六五  
 二、二、四五七  
 三、〇五四

福岡	一、一四四	六三、二五七	一五、七三〇
八幡	七二四	五八、二一八	一四、一〇一
門司	二二二	一五、八九七	三、二二九
久留米	四七五	二〇、〇二三	四、五〇六
大牟田	一、〇〇四	四八、五七四	一二、四八八
若松(福岡)	一三	六、〇一五	一、二〇〇
長崎	二、〇三一	一二〇、八二〇	一八、四〇九
佐世保	六四七	六五、四七八	一二、九〇三
熊本	一、〇〇〇	七五、〇〇〇	一五、〇〇〇
荒尾	九〇	(未詳)	(未詳)
大分	六〇〇	一二、五九三	二、九一六
宮崎	二四〇	(未詳)	(未詳)
延岡	二〇〇	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇
都城	一六〇	(未詳)	(未詳)
鹿島	一、一八〇	一一八、〇〇〇	二三、六〇二
川内	六一〇	(未詳)	(未詳)

又三三市制施行地たる一六三都市全體に就いて見れば  
 罹災者數 八、七四五、〇四一  
 罹災戸數 二、二六七、五一四  
 更に都市以外を含めた場合の全國の總罹災戸數は二、四五九、七四四戸である。

尙此の他に間接的空襲被害とも稱すべきは建物疎開であり、内地全體に於ける其の實施戸數は六一四、六九八戸である。即ち之を合計すれば、實に我國内地建物戸數の約二割が戦争の爲僅々半ヶ年の間に失はれた事となり特に一萬戸以上の家屋を失つた都市は四四の多きを數へ今更乍ら今次大戦の惨虐さが想像されるのである。  
 又参考までに五大都市に就いて損失家屋數を見るに左の如く何れも一萬戸以上に達し、都市の機能が完全に破壊された事を如實に物語つて居るのを見る事が出来る。

都市名	罹災戸數	疎開減耗戸數	計(損失戸數)
東京都(三五區)	七七三、八二〇	二二五、五三一	九八九、三五一
大阪市	三〇一、六六六	八五、〇五九	三八六、七二五
名古屋	一三六、一五七	三一、七八二	一六七、九三九
神戸市	一二三、四四八	一五、九四八	一三九、三九六
横浜市	九九、二八一	一六、四八三	一一五、七六四
計	一、四三四、三七三	三六四、八〇三	二、七九九、一七五

之等の建物は其の殆ど總てが烏有灰燼に歸してしまつたのである。暖い家庭を包容せる住宅、華かな藝術の殿堂、宏壯なビルディング、壯重な官公衙、潑刺たる工場建築、或は崇嚴な宗教建築、將又清楚な教育施設等々總べて我國民の營々たる努力の結晶にして國家活動の基盤たり又文化の象徴であつたものが、全くの灰土に歸し、或は一塊の鐵屑と化し、或は焼け爛れた形骸を残した儘何れも過去の姿を夢として變り果て、しまつたのである。關東大震災に於ける苦い經驗を健忘性の我國民は京濱都市不燃化の理想に背いて再び數十倍に擴大して而も全國的に再現してしまつたのである。かくも無残に焼かれた事は固より直接的には軍國主義の罪であるが、かくも容易に焼けた事は又實に間接的



には不燃都市の構成を阻害した者の責に歸すべきであると云はねばならない。

今次大戦に因る戦禍は英ソ獨何れに於ても極めて甚だしく、既往の大震災に因る災禍を遙かに超え、特に我國に於ては其の全國的な規模並に都市に於ける集中的規模に於て世界史上空前の慘禍を現出した事は論を俟たない。かの世界最大の大火災と稱せられた關東大震災に於ける東京市の焼失面積が一〇、五五〇、〇〇〇坪であるのに比し東京都三十五區に於ける焼失面積だけでも實に四三、一六〇、〇〇〇坪に達したのである。

今後戦争の勃發を未然に防止すべきは勿論であるが、かくして得られた國際平和は又同時に且永久に國內の平和に依つて支持強化されねばならない。茲に都市復興の重大な意義があり、人爲的又は自然的な火災から都市を護る事は日本國民の今後に於ける平和の戦とも云ふべく、即ち此の努力こそは私共の次代國民への最大の贈物祖先に對する第一の報謝であり、又取りも直さず世界各國に對する信義昂揚の道にも通ずるものである。

## (二) 都市不燃化問題の回顧

我國は世界で優れた火災の多い國である。之は一に木造家屋の多い事、地震の多い事、暴風の多い事等火災に對する弱點が多く存在するからであるが、特に都市に於ては火災は保安上の最大脅威であつて、火災史を繕いて見ても大火は數年の間隔を以て發生して居る事實を知る事が出来る。極く最近に至る迄、耐火的建物の少なかつた事や、道路の狹隘、消防設備の不完全等の爲め、延焼戸數千を超えるものが決して珍らしくなかつた。殊に昔時の江戸の大火は連年起り甚しいのは一年に數回に及んだこともある。彼の一六六六年の倫敦大火に先だつたこと九年即ち明曆三年正月の丸山振袖火事と俗稱される大火は、當時の江戸市中の大部分を灰燼に歸し延焼二日に亘り焼死者十萬余人を出し遂に江

東の地に回向院の建立を見た程である。

東京史稿變災編には江戸及東京に於て天正十八年から明治四〇年迄約三百年間の著名な火災八百七十三、特に大火と稱すべきものは百十回に上ることを記録し、明治四十年以後全國に起つた大火は次の如くである。

明治四十年 八月 函館大火

(焼失戸數約一一、四〇〇)

同四十一年 九月 新潟大火

(焼失戸數約二、一〇〇)

同四十二年 七月 大阪北區大火

(焼失戸數約一一、三六〇)

同四十三年 五月 青森大火

(焼失戸數約七、五〇〇)

同四十四年 四月 東京大火

(吉原遊廓より出火 西南烈風 千住に延焼 焼失戸數六、五五五)

同四十五年 一月 大阪大火

(南區難波新地より出火 西南烈風 焼失戸數四、八三〇)

其他焼失二千に満たないが尙大火視せられてをるものは東京に在つても其數七回を下らず、大阪にも前後六回あり、其他北陸の諸市を初めとして比較的戸數の少ない都會の大火を加へれば夥しい數に上る。尙大正年間に於ても二千戸以上焼失した大火は東京に前後二回、米澤、横濱、函館の諸市に各一回あり、別して十二年九月一日の關東大震災火災の如きは實に有史以來の一大悲慘事であつたのであ

る。昭和年間には松江市（焼失戸數二、二五一戸）にあり、九年三月二十一日焼失戸數二二、六五七戸を出して全市の大部分を焦土と化せしめた函館大火の慘狀は私共の腦裡に猶新たなものである。

以上を通觀するに、戦亂や天災に因る火災を除いても都市の存する限り大火災は殆ど周期的に勃發して居る事を知るのであつて、固より將來に於ても大火災の發生は平和時と雖も如何ともし難いのである。何となれば一方に於て建物の漸次防火的又は耐火的となる傾向があると同時に道路の擴張、水道の完備消防制度の進歩等昔日に比して同日の論でないが、人口の増加と共に社會の進歩は益々火氣使用及び火災原因となる可き各種器具の増加を伴ひ従つて火災の度數も之に正比例して増加し、之に對して、建物の耐火若くは防火は相對的であるのみならず、消防設備の如きも固より程度の問題であるから延焼の甚だしい場合等には其の効力は益々減じて殆ど其の用を爲さないこともあり、況や風力の如き延焼の主要原因たるものは人力を以て如何ともすることが出来ないものである。

依て大火災を未然に防ぐ爲には何としても都市の總ての構築物を耐火構造にする事が最も確實であつて且現代都市計畫の原則とする所である事には誤りは無い。

我國の都市に於ては建築材料として木材が最も入手し易い爲に經濟上俄かに此の原則に據り難いものがあるのは之亦事實である。従つて古來之が對策も幾多考へられたが何れも糊塗的一時的であり、根本的な大施策は一度も行はれなかつたのである。「火事は江戸の華」と云はれた徳川時代にも塗家や瓦葺が奨勵された事は人の知る所であるが、都市計畫的方法に依つて具體的な對策が示されたのは、明治五年二月の東京大火災後の復興が最初であらう。即ち此の大火は丸の内祝田町から出火して東京の中心地三四ヶ町を焼拂つたのであるが、政府は大藏省に建築局を設け、京橋以南の市街の區劃を整理し、此處に煉瓦造家屋の建築を計畫し、先づ銀座尾張町から竹川町等の大通りを煉瓦造りとし、明治一〇年には湊端比丘尾橋南方山下町丸屋町に到る迄を煉瓦造建築としたのである。次いで明治一

二年一二月には日本橋箱屋町から出火し一〇、六〇〇餘戸を焼失した大火を機會に、防火線路の制を設け、東京の重要な街路の兩側に建築する家屋を煉瓦造、石造又は土藏造の三種の何れかに限る事に定め、明治一四年二月二五日に之を布達した。この様にして東京の大通りの建物は全體に於て土藏造となつたのである。

（註）當時土藏造は石造や煉瓦造に比し、値段も安く又從來から行はれた爲一般の人々にも建てやすかつたのであるが、それにしても當時の土藏造の價格は普通木造家屋に比較すれば随分高價なもので、現在私共が鐵筋コンクリートの家を建てるよりも遙かに經濟上の苦痛が大きかつたのである。それを當時の人々が耐へ忍んで都市の防火完成に努めた事は注目し値する事である。

然るに明治三二年頃から始まつた市區改正速成計畫の實施により、之等の主な道路の擴張を行ふ爲に折角出來た其の土藏造を取毀つ事に決し、新たに出來た廣い道路の兩側に更に防火的の建築を建てる事に困難を感じる様になつて、此の規定が一時自然消滅するの止むなきに至つたのであるが、此の様な状態の下に大正八年「都市計畫法」と「市街建築物法」とが制定される事となり、茲に都市に防火地區の制を設け、此の防火地區内に建てる建築物の制限は市街地建築物法に依り、又其の防火地區の設定は都市計畫法に依つて定められる事になつた。即ち此れに依り先づ火災豫防上特に重要な地區を選んで防火地區を指定し、其の地區に耐火構造を強制して都市の不燃化を圖つたのが大正一一年九月一日施行見た所謂「甲種及び乙種防火地區」の規定である。

然るに大正一二年九月の關東大震災の被害は今次大戰に因る各種の被害を除いては古今東西に比較を絶した程度の慘狀を極めたものであるが、其の主な原因は所謂防火的建築物により防火地區が完成に至らなかつた事である。

茲に於て防火地區の擴張を圖り、又大震災に因る損害著しく耐火建築を造る資力に乏しい實狀に

顧み、政府は大正一二年暮に總計二千萬圓の金額を毎年度豫算の定める所に従ひ「防火地區建築補助規則」に基いて防火地區内に耐火構造の建築物を建てる者に對して補助する事となつた外、更に「復興建築助成株式會社」を設立し、政府は東京市及び横濱市を通じて資金を供給し、此の建築會社をして從來資金融通の場合に殆ど認められて居なかつた借地權を相當に尊重せしめ、之を擔保の中に加へて資金を融通するの途を開かせ、以て東京横濱の耐火構造を助成する事となつたのであるが、一般都會人の不認識と經濟的理由と更に敷地の統合整理の困難とに因り事實は全く之を裏切り、防火地區内の耐火構造建築はさして進歩せぬ状態の儘推移したのである。東京横濱以外の他の諸都市に至つては防火地區として指定された面積は極めて少く、歐米の諸都市に對して全く比較にならぬ程の貧弱さであつた。

茲に於て當時の特別都市計畫委員會は罹災民の災後に於ける經濟的打撃並に財界不況の甚しい實狀の爲に直に之に耐火建築を強制するのは負擔が重過ぎる事を慮ると共に一面又防火地區完成の促進を企圖して、バラック取除き期限延長の希望事項を附して耐火建築に對する補助金交付の繼續に關する建議書を内務大臣に提出したのである。

即ち前記假設建築物期限の延期の規定及右の建議等より既に罹災者の經濟復興に對する實力への疑問と假設建築除去に伴ふ補償問題等があつて相當の困難が内在してゐた事を窺ひ知る事が出来るのである。

建築の着手期限に關しては、主とし經濟上の理由に依り再度の延期が企圖され、請願となり更に法律案となつて昭和四年の帝國議會の議題と迄なつたのであるが、工政會及び建築學會は、かくの如き請願及び法律案は一日の安きを貪りて國家年來の努力の効果を破壊し帝都復興の實質的遂行を妨げる恐るべき結果を招くものとしてその採擇又は成立を阻止する爲の意見書を政府に提出して猛烈に反對

したのである。かくて法案は貴族院に回附を見るに至らないで終つたのであるが、その後かゝる狀勢を斟酌してバラックの建築の取除きに關して多少の緩和が圖られたのである。

以上の如く帝都及横濱に於ける防火地區の實現は遅延に遅延を重ね、全く不徹底の儘遂に大東亞戰爭に突入する事となつたのは返へすも不幸であつたと云ふの外はないのである。

そこで今度は空襲に依る焼夷彈攻撃に備へ、都市防火に關する施策は泥繩的乍ら大いに活潑となつた。即ち學界に於ても火災實驗等に依り之が學術的研究に大童となり、焼夷彈の性能、火災の性質、木造家屋の防火法、耐火建築、耐火材料等に就き眞劍な研究が續けられその結果は直ちに當局の防火對策に具體的に採り上げられていつたのである。

特に木造都市の防火を如何にすべきかは最も重大な問題となり、何時空襲を受けるやも圖られぬ事態に在つて速急の對策として、時間・資材及經費の三つの制限を受け乍ら考へ出されたのが所謂防火改修事業であつた。

即ち現在の密集した家屋に就き、防火壁を設け、外壁をモルタル塗・土塗・漆喰塗・石綿板張・トタン板張り等とし、屋根を土居塗下地に瓦葺又は不燃性野地に金屬板葺とし、更に窓出入口等の開口部を耐火木材及網入ガラス並に鐵板を以て處理する等の手段に依つて延焼及飛火の防止を圖つたのである。かくて各都市に於て相當本事業の進捗を見たのであるが、情勢の緊迫は更に重要建物の保護、鐵道の保全及び密集地の延焼防止等の見地から所謂建物の取毀し疎開に全力を擧げる事となり之も亦豫想を絶する猛烈な集中的焼夷彈攻撃には殆ど何等の効果を示す事なく、一夜にして數十萬の家屋を焼失するの慘狀が各都市に連續したのであつた。即ち茲に都市の不燃化は建築物個々を耐火的にすると同時に完全な防火地區を設け且道路及綠地を徹底的に擴張するのが最も大切である事を肝に銘じて教へられたのである。

### (三) 都市の復興計畫

都市の復興には大都市の人口を制限し、従つて之が爲に新しく農地を開墾し、中小都市を中心として各都市の特性を發揮すべき施設を助長振興する等の根本的な方策を立て、之を遂行する事が必要で、同時に都市の造り方に關して革新的且合理的な計畫をなし、斷乎たる政策を實行しなければならぬ。尤も之にはこゝ數年の過渡的半應急的對策と恒久的方策とが考へられ、何れにしても現下の國情として速かな生産振興の爲めの復興を專一にすべきである。

そこで應急對策は暫らくおき先づ第一の問題として大都市の膨脹を防ぎ中小都市及農村を振興するにはどうしたらよいであらうか。即ち

- (一) 大都市の膨脹を防ぐ爲大都市特に京濱及阪神に付左の措置を講じ、其の將來の人口は戦前の六〇—七〇%を目標とすること
- (1) 工場の復興及新増設を規制し地方分散を圖ること
- (2) 小商業を人口に比例する様適正に配置し其の機能能率化すること
- (3) 帝都の大學、高等専門學校等を出来るだけ少くし之を地方に分散すること
- (二) 大都市膨脹抑制及終戦に伴ふ内地人の激増に關聯し、地方中小都市及農村に於ける人口包容力を増し、且人口を地方に分散し定住させる爲左の措置を講ずること
- (1) 中小都市、農村特に地方的中心城市に於ける産業、文化、教育及娛樂機關を整備すること
- (2) 地方工業其他を整備し、新興工業都市軍港都市等を平和産業に轉換すること
- (3) 農村工業の振興、農地の造成、開墾、農家の改善、其の共同施設の整備等に依り、農村人口の増大を圖ること

(4) 大都市周邊部の無統制な市街地化を防ぎ土地整理を實施すること

次に第二の問題として都市の構成に對しては綠地空地の増大と都市建築物の不燃化とは山林對策、食糧對策の上より觀るも積極的措置を必要とし、特に土地の取扱に關して徹底的措置を講ずる事は最も肝要である。即ち

- (一) 左の要領に依り徹底的に綠地空地を増大すること
  - (1) 農耕地域を設けること
  - (2) 燒跡地に二〇%程度の綠地(公園、運動場、貸農園、綠道、綠地帶等)を残すこと
  - (3) 道路を擴張し、後退建築線(前庭)を指定すること
  - (4) 官公衙、學校、大工場等の敷地を擴張し綠化すること
  - (5) 建築敷地内空地に關する制限を強化し、且最少限住宅地の規定を設けること
- (註) 郊外住宅地に於ては日照通風等の條件から建物延坪は敷地面積の三割以内である事が望ましいが、此の條件も建物規模の過小な場合には適用し難いので、一戸當りの最小限劃地は五〇坪程度にすべきである。家庭菜園の附設が望まれる農園的な地域では一〇〇—三〇〇坪も必要であらう。併し都心部に近くなれば土地を集約的に使ふ必要が起る爲建物も長屋やアパートの形式を採り、空地も集約して共同廣場、共同菜園として利用することになる。此の場合建物延坪の敷地面積に對する割合は階數に依つて異つて來るが、住居用建物に於ては諸種の條件から一〇割程度を最高限とすべきであらう。
- (二) 不燃都市建設を目途とし前項に依るの外左の措置を講ずること
  - (1) 防火地區を大規模に擴張して地區内の木造建築を禁止すること
  - (2) 防火地區以外の木造建築物の緩燃化を圖ること

(3) 一般住宅、店舗向簡素な鉄筋コンクリート造共同建築其の他を計画的且大量に建設供給すること

(4) 學校其の他重要建築物は不燃構造とすること

(三) 左の點に留意し土地を利用したり分配したりする計畫を立てると共に、住居地域、商業地域及工業地域等を定めること

(1) 職場を分散し通勤距離を短くする事に重點を置いて計畫すること

(2) 主要營造物の配置を統制すること

(3) 隣組の様な制度を設けて御互ひの生活環境を組織だつたものにする

(四) 交通施設の整備に付き左の措置を講ずること

(1) 國道其の他通過交通路は之を都市の周邊に移すこと

(2) 遠距離鐵道驛は都心を避け且線別に分散すること

(3) 地下鐵道を整備して増加し、路面電車を整理して少くすること

(4) 鐵道、重要道路、河川等の沿線には綠地を設けること

(5) 主要都市には航空港を設け特に都心との連絡を緊密にすること

(五) 電氣、瓦斯、水道、下水等の整備に付き左の措置を講ずること

(1) 道路を造る時に同時に道路の下に墜道を造り、此の中に、電氣線、瓦斯管、上下水道を共同して敷設すること

(2) 汚物處理に必要な下水道を完備すること

更に第三の問題として復興都市の住宅對策はどうしたらよいかであらうか。

(一) 過般一應の目安として樹てられたものは次の如きものである

(1) 都市住宅復興第一次五箇年計畫を立て、小住宅百萬戸（既定計畫のバラック三〇萬戸を含まず）を急速に建設すること

(2) 右に就ては都市計畫に依り地域別及毎年度別に建設する戸數の計畫を定めること

(3) 既存建築物を有効に利用すること

(4) 破損又は腐朽した住宅を出来るだけ早く手直しすること

(5) 土地、資金、資材、勞務等に關し助成の方法を講ずること

(三) 第一次五ヶ年計畫として建設すべき都市住宅の種類及戸數は大體次の通りとする

都市住宅の種類床面積	建築戸數	備	考
1 勞務者向住宅一二二〇坪	五〇萬戸		
2 俸給生活者向住宅一五一一二坪	二五萬戸		
3 店舗併用住宅平均二五坪	五萬戸		
4 共同住宅（地下室及一部店舗ヲ含ム）平均三〇坪	二〇萬戸	鐵筋コンクリート造	
合計	一〇〇萬戸		

右は大體の建築資材生産可能量を對照して推定した數である。

（註）戦前内地住宅の總戸數は約一、四〇〇萬戸であり都市住宅と農村住宅との割合は約半々と見られる。今後復興建設に當り此の比率は歸農對策と照應して前者六割、後者四割位を目標とすべきであらうか。平時に於ては人口の自然増に依り約一五萬戸、自然腐朽、火災、風水害等に因つて失はれた數を補ふ爲に約一五萬戸合計三〇萬戸程度の住宅が毎年新築されて居たと想像される。

(三) 住宅建設の振興を圍る爲左の措置を講じる

(1) 住宅營團の外各地に住宅會社等の設立を助長すること

- (2) 交通會社等をして住宅供給事業を經營させること
  - (3) 官廳、公共團體、事業會社等をして職員の住宅を供給させること
  - (4) 住宅建設組合を積極的に造らせて一般住宅の大量建設を盛んにすること
  - (5) 長期で而も低利の住宅資金を融通すること
  - (6) 家屋の價格及家賃を適正にする爲め建築費に對し國庫補助等の方法に依り建築費の負擔を軽くすると共に、その財源は焼けなかつた家屋の所有者から補充する等の措置を講ずること
  - (7) 戰爭災害保險金、建物疎開補償金等の特殊預金を住宅資金として拂出し得る様特別の取扱を講ずること
- (四) 勞務者、俸給生活者等に對する住宅に對しては出来るだけ國家で住宅を造つて供給することとし、その爲左の様な取扱を爲す。
- (1) 國有地を無償で提供すること
  - (2) 國有建物を無償で提供すること
  - (3) 國有林の木材を無償又は低價で供給すること
  - (4) 建築費、家賃等に對し高率の國庫補助を爲すこと
  - (五) 住宅の構造や規格等に付ては左の要領に依る。
    - (1) 住宅、其の構造部及部品等の規格を出来るだけ統一すること
    - (2) 住宅の敷地、構造、間取等に付ては將來容易に増築が出来る様計畫すること
    - (3) 寸法に關しては京間、田舎間等の差別を廢し、メートル整數に依り全國的に統一すること
    - (4) 主要戰災都市の中心部に於ける住宅は原則として鐵筋コンクリート造の共同住宅又は共同建築(店舗、事務所等兼用のもの)とすること

(註) 共同住宅即ちアパートは我國では未だ發達せず、大都市に於ても5%を占めるに過ぎなかつたが、今後生活の共同化、鐵筋コンクリート造の普及に伴ふも都市に於ける此の比率は次第に高められる可能性があり、將來に於ける見透しとしては共同住宅を總戸數の二割程度と見込むべきであらう。

- (5) 組立コンクリート造、輕量鐵骨造等木造以外の特殊構造の普及に努めること
- (6) 生活の合理化、能率化を圖り、且住宅が小さくなつても生活水準が低下しない様に、在來の生活様式に捉はれず家庭電化等文化施設の普及を圖ること

(註) 米國の文化生活の水準は給湯設備、電氣冷蔵庫、水洗便所で代表されると云はれて居るが、日本でも豊富な電力を利用して可及的電化を圖り、都市住宅の便所は下水道の完備と相俟つて出来るだけ水洗式を採用すべきである。尙在來の疊敷に座る生活様式の如きも、疊表の原料である藁草の生産が食料増産の妨げになる事、活動的な生活をなし難い事、又衛生的でない事等から板床椅子式の採用も當然考慮されなければならない。

- (7) 都市生活者に對し菜園附小住宅、共同農園等の供給を圖ること
- (8) 多くの住宅を集團的に經營して、日當り、通風、防火、又は電氣、水道、瓦斯、下水の施設等に關する設計を合理的に行ふこと

以上に於て都市復興に關する計畫の概要を述べたのであるが、私共は何としても之等の計畫を實行し、之れ等の目標を具體化しなければならない。「云ふは易く行ふは難し」計畫する事は容易であるが、問題は寧ろ其の後に在り、私共は關係當局の實行に對する熱意と施工に當る業者の眞摯な覺悟とを期待するものである。

唯茲に注意すべきは之等厩大量の建設工事が續出する事を想ふ時、徒らに舊來の慣習の下に姑息な

手段をとることなく、飽く迄も高邁な理想に基く建設をなすべき事であり、之が工事の施行は其の理念に相應はしい用意を以て全業者の總力を全幅に發揮せしめることを要する。機械力の導入、失業對策としての土木工事との総合的施行、更に關聯全産業或は國民經濟的觀點よりの土建事業の育成等理想を致さねばならない。そこで始めて次に示す實施方策も血の通つたものとなるのである。

(一) 復興建設計畫の樹立並に事業實施に關する諸問題を迅速且明快に解決する爲め左の機構を設ける。

(1) 中央に一元的の強力な復興建設に關する行政機構を設けること。

(2) 地方に復興建設の行政並に事業の實施に當る機構を設けること。

(3) 復興建設行政機構の運営に當つては、専門技術者を重用すること。

(二) 燒跡地に付いては左の要領に依り、土地整理を實施する。

(1) 燒跡地は國又は公共團體に於て買収し綠地、道路等の公共地を造ると共に區劃の整理並に適正な大き形状の建築敷地を造ること。

(2) 前項の買収のため、政府は地券を發行すること。

(3) 地券所持者に對しては土地整理區内又は地區外に於て可及的に代地を交付すること。

(4) 事業施行者は別に衛星都市、郊外住宅地等の開發事業を興し、其の用地を前號の代地に充てること。

(三) 土地並に建築物の総合的な利用度を高め且建設の經濟化と迅速化を圖るため、左の要領に依り適當の區劃を單位とする集團的な建設を助長する。

(1) 建築の計畫者並に施工業者（所謂工事請負人）をしてなるべく一區劃を單位とする建設を引き受けさせ、其の名譽と責任とに於て其の事業の完遂に當らしめる様取計ふこと。

(2) 一區劃を総合的に計畫建設する場合には、建築法令に依る諸制限に關し特別の取扱ひを爲すこと。

(3) 建築會社の設立

防火地區の計畫的完成を圖るため、強力な權能を有する建築會社を設立し、主に戰災都市の防火地區に於ける一般住宅店舗向の共同建築等を集團的に且大量に建設供給せしめること。

(4) 建築組合の結成

一區劃内の建築主をして、その區劃毎に建築組合（共同出資の相互會社の如き）を結成させる等の指導助成をすること。

(5) 建築物の價格及家賃の適正な水準を維持するため、建築會社、建築組合等に對し、財政的援助を爲すこと。

(6) 集團建築の實施に必要な法制（土地、建物の收用、使用）を整備すること。

(四) 不燃建築物の建設を助成するため、左の措置を講ずる。

(一) 不燃建築物の建設に對しては、低利資金の融通及獎勵金を交付すること。

(2) 不燃建築物に對する火災保險料率を大幅に引き下げること。

(五) 資材及輸送

(1) 建築用資材に付ては建設計畫に釣り合ふ様な生産並に配給の計畫を立てその實現のため、資金、輸送、加配米、副資材等につき重點的に便宜を圖ること。

(2) 舊軍作業廳、軍需工場等の適當なものは建築工業に轉換させ、組立家屋、規格部材、部品等の大量生産に當らせること。

(3) 建築用資材関係の工場は、輸送の合理化、中小都市の建設並に地方開發の促進を目標として之を適正に配置すること。

(4) 建築資材の輸送力を強化するため、各種車輛等の増産及配置を計画的に實施すること。

(六) 法令の改正、整備

特別都市計畫法、市街地建築物法、住宅法、建築會社法、建築組合法その他必要な法令の制定又は改正を爲す。

#### (四) 建築計畫

都市の建築的構成は中心地を耐火構造としてその周邊を不燃建築を以てし、更に之を取巻いて相當の空地を有する木造建築の地域が設けられるものと考へられる。然して是等は我國の戦後の經濟力と技術的工夫とに依り案配されるのであるが、各種構造につき以下少しく解説することとしやう。

一、木造住宅、今後の國民住宅は相當の文化的生活を營むに足るものでなければならぬ。然し乍ら今日の材料及施工能力は直ちに飛躍的なものを望み得ないから應急住宅としては居住の快適性を失はぬ範圍に於て戦前の貸家程度を目標とする外なく、家族數等と勘案して獨立住宅及二戸建連續住宅等を採用するを適當とされる。

之が生産方式は多量の住居が迅速且安價に供給せられる爲めには徹底的な工業化を行ふことが理想であるが、その爲めには設計、構造法、使用材料、建物の規格化、更に工場に於ける生産方式、關聯諸工業との連繫等に根本的變革が行はねばならぬ。

然し現状よりして多少共工業化に進むものとして、部材の仕口等を簡易にし、パネル等の既製部材を併用して出來得る限り現場勞力を節減し熟練労働者の缺乏に備へ且工事の迅速を圖るものとしなければならぬ。

疊は生活様式に深く關聯すると共に、材料の缺乏からも解決を要するものであるが、座式と椅子、寢臺生活の併用を普及し、生活の革新と材料難の打開を爲すべきであらう。

二、不燃建築 六階建以上の高層建築は主として鐵筋コンクリートに依り、組立假枠、振動コンクリート打を採用し、鐵筋は熔接法を用ひ構造を簡易化し、床壁等は出來るだけ既製版を使用するものとしたい。而して工事の施工にはコンクリートの中央混合所装置を設けて能率の向上と構造の安定を期したいものである。

四、五階程度の中層建築は安價な耐火材料が出來れば鐵骨構造も望み得られ、一般には前記同様鐵筋コンクリート造が適當と見られる。

一、二階程度の低層建築の不燃構造は輕量鐵骨造、組立鐵筋コンクリート造等を適當とする。鐵骨構造は充分な耐火力がないから床や壁體等についても不燃材料を考慮して用ひねばならない。ウイニール系合成樹脂による各部材は此種建築に大いに期待せられるが、將來價格の低下、製作の向上により貢獻する所が多からうと思ふ。

復興建築上必要とする關係工業を擧げれば凡そ次の如きものがある。

材料關係工業

曹達工業(ガラス) 油脂工業(ペイント類ワックス) 合成樹脂、 タール アスファルト

クレオソート 膠着材 金屬工業

施工關係工業

貨物自動車 トレーラー クレーン付自動車 ガソリン スプレー スプレーガン 振動諸機

ミキサー及其附屬品 ワイヤロープ



木工機械 金工作機械 土木機械 測量機械 度量衡器  
附帶設備關係工業  
暖房用装置 電燈電力装置 諸排水衛生設備 小機械設備  
(以上の中にはセメント 鐵 タイル類の如き直接資材工業は省略した)

### (五) 住宅建設の工業化

資材、輸送、労働、経費等現在都市復興の妨げとなつて居る隘路の總ては、建築の大量生産方式による建設に依つて其の大部分が解決されるであらう。尤も大規模なビルディング等は、現場に於ける工事の機械化、窓建具等建築部分品の規格化、大量生産式工場生産品及製品の使用に依る建物の内外仕上、階高及柱間の統一等に依つて大量生産方式を活用し得るに留るであらうが、復興小住宅は大量生産式建設が、有利であり、又容易である事は疑ひない。即ち之に依つてのみ資材の節約と新材料の使用、又不熟練単能工の使用、或は建物部分の相互融通性及部材の均一性による輸送費の引下げ等を實現する事が出来、かくして都市復興の隘路を開き血路を開く事が出来るのである。依て將來に於ては住宅建設の工業化に大きな期待がかけられる。

然らば従來住宅建設の工業化を妨げて來た原因は何であるかを左に列挙し、次に之に對して住宅の工業化に必要な諸條件を考察して見よう。

#### (一) 住宅が大量生産式工業製品になり難い諸點

(1) 建築費中材料費が過半を占めてゐる事即ち工業的大量生産が個別生産に比して有利であり、且企業的に成立する所以は、作業の分業化により單能機械を利用する事に依つて加工費を大幅に引下げ得る點にある。然るに製品價格中材料費が過半を占める場合には加工費の引下げが製

品價格全體に對して目立つて來ないのである。

#### (2) 加工費の引下げが大幅に出來ない事

即ち舊來の形式及構造に依る木造住宅は大工の手工的作業に適する様工夫されたもの故、其の儘では工業生産の効果を發揮出來ないし加工費の著しい引下げを期待し得ないのである。

#### (3) 天然材料たる木材に依有する弱點がある事、

即ち木材と云ふ天然性材料を主材料とする限り、材料費の引下げや材質の改良進歩を圖り得ないのであつて、染料工業や樹脂工業が天然に代る人造材料製造の成功に立脚してゐる點を考へねばならない。

#### (4) 使用材料の種類が多過ぎる事

即ち一戸の住宅に使用する材料は、瓦、セメント、ガラス、衛生陶器、石灰等の窯業製品、釘、ボルト等の金屬製品、木材、砂利、石、砂、竹等の天然材料、其の他紙、墨等の製品更に照明、上下水、瓦斯等の附帶設備を加へ、殆どあらゆる工業部門に關聯依存して居り、此の事實は住宅の一貫作業を制肘し、住宅工業化の企業を不安にするものである。

#### (5) 現場建方組立工事がある事

あらゆる建築部材を工場生産し且極度に現場建方作業を簡易化し得たとするも猶現場作業費は建築費中相當な部分を占め、而も現場作業は機械化も困難であり、労働能率も著しく向上させる事が出來ないのみならず、又現場建方工事を簡易化し得る様な互換性部材の製作は逆に工場内製作費を高くする憂があるのである。

#### (6) 住宅に對する好みが千差萬別である事

即ち居住條件は全く個別的に異なるものであり、各人共自己の生活様式に適合する住宅を求める

自然的傾向は、住宅の規格化を妨げ、従つてその大量生産を阻害する事となるのである。

(7) 豫備的工場生産が出来ない事  
即ち本来住宅に關しては其の同一型による大量注文が無く、従つて市販を豫想しての工場に於ける豫備的生産が不可能であり、必然的に大量工場生産を繼續せしめるだけの條件がなかつたのである。

### (B) 住宅建設工業化の要件

(1) 全然新たな設計に依ること

即ち材料生産工業と結びついて選ばれた使用材料により其の材料並に其の機械加工に最も適した型式、構造の設計によるものとするのである。アメリカのカイザー造船所提供の住宅はカイザーの最大事業たるマグネシウム輕金屬を材料としカイザー造船所の加工力を之に組合せて出來たものであり、又グッドイヤーゴム會社提供の住宅は合成樹脂を材料とし同會社の航空器部門の技術と加工力を以て航空機胴體の設計を應用して成つたものである。

かくしてこそ材料費の節減と機械加工力の發揮が出來、工業製品としての住宅の優越性を招來し得ることとなるのである。

(2) なるべく人造材料によるべきこと

材料と設計、材料と加工法とが相結んで新住宅型式の優越性を確保し得る點又企業として材料生産と、建築製作との両面に經營力を維持發揮せしめる點に於て、木材の如き天然材料に依る事なく金屬、合成樹脂、加工木材(特殊ベニア板の如き)其他人造材料による事は住宅生産工場化の一つの要諦である。

(3) 使用材料を單純化すること

即ち住宅の生産過程を單純化し企業の安定性を増す爲に極力使用材料の種類を少くする必要がある。例へば合成樹脂を主材料とする場合には屋根材も建具もパイプも器具もすべて合成樹脂とすれば、部品一個に付ては高價となるが企業全體として考へれば經濟的に安定せる生産を行ふ事が出來、結局建設費の低減と建築の質の向上とを齎す事が出来るのである。

(4) 關聯諸工業との合同企業(コーポレーション)とすること

即ち舊來の建築等は、建等用材料、部材、部品、器具等の生産には直接關聯を持たず、單に之等を蒐集し組立てる(アッセンブリー)仕事に過ぎなかつた爲、之等原材料部分等の生産者に一々制肘され独自の工程を以て仕事を推進させる事が出來なかつたのである。依つて住宅の建設は住宅に必要な一切の關聯工業が一團として平衡を保ちつゝ、振興される事を前提としなければならぬ。茲に之等關聯工業との合同的一貫作業に依る運營が必要となるのである。

(5) 工場に於て組立迄完了すべきこと

即ち現場建方仕事を排除して住宅を工場内に於て家の形に迄完成し、之をその儘建築敷地へ運搬して据付けけるのが住宅工場生産の極致であり、理想である。アメリカでは此の爲に道路法で許された大いさに依つて住宅の面積を決定し、英國では三部屋の住宅を一部屋宛に分けて製作運搬しようとしてゐる。之は非能率的な現場作業を取り除くと共に、注文者に對し舊來の不安な建設工事契約の代りに出來上りの家を目で見えて買へると云ふ安心を與へるものであり、完全な市場生産と従つて價格の適正化とを實現することが出来る事になるのである。

(6) 型式を統一すること

住宅價格の低下と質の向上とは一に大量生産によるのであるから、住宅の型式の異なる住宅生産企業の亂立は極力之を避け、少くとも庶民住宅の型式は可及的其の種類を少くすることが、資

材生産工業との關聯に於ても最も必要な根本要件である。

(7) 生活様式を改革すること

舊來の生活様式を止揚し、科學的に合理化された生活様式を確立し、個別的獨善的な住宅設計を排して、型式の單一な而も機能の完全な住宅に住む習慣をつける様指導しなければならぬ。

(六) 復興建築用資材

復興建設に最も必要なものは資材である。所要勞力は或は能率の向上若は作業の合理化に依つて大いに之を節減する事が出来るが、節約にも自ら限度があり、如何にしても家屋を構成する一定の量だけは絶対に之を確保しなければならぬのである。

然らば現状は果して復興建設の計畫を具體化するだけの資材量生産の見込があるであらうか。今前記五ヶ年計畫の都市住宅に要する主要な資材の量を計算すれば、一年間に凡そ左の如き數字に達するのである。

木材(素材)	一四、三〇〇、〇〇〇	石
鐵筋	三六〇、〇〇〇	吨
釘	九、五四〇	"
補強鐵物	七、六五〇	"
鐵線	六、〇八〇	"
セメント	一、三三八、〇〇〇	"
砂利	三、一二〇、〇〇〇	立方米

砂	二、五二〇、〇〇〇	立方米
硝子	四七、八五〇、〇〇〇	"
屋根葺材料	三、三九二、〇〇〇	"
疊	二、五五〇、〇〇〇	疊
アスファルト	三六、〇〇〇	吨
ガソリン	一二、九七五、〇〇〇	ガロン
鋼製建具用鋼材	六〇、〇〇〇	吨
衛生暖房工用鋼材	六〇、〇〇〇	"

之に對する現實若は將來の資材生産の見透しは相當困難なものが豫想されるのである。  
次に三大主要資材たるセメント、鐵鋼及木材について概観して見よう。

(一) セメント

戰中時に於ける毎年の消費量は左の如くであつた。(單位吨)

昭和一二年	六、二五〇、三〇四
" 一三年	六、五八四、八七〇
" 一四年	六、九二六、八六二
" 一五年	五、九〇六、八五一
" 一六年	五、五九二、六二二
" 一七年	四、二〇七、八六五
" 一八年	三、七三二、二五四
" 一九年	三、一八七、九八〇

〃二〇年（八月迄） 九七八、三三六

右の中土木用のセメントは九一一％、建築用のセメントは二〇一二七％を占めて居る。而して今後の生産計畫は左の通りである。（單位噸）

初年度（二〇年一〇月より） 三、〇〇〇、〇〇〇

第二年度 四、五〇〇、〇〇〇

第三〃 六、〇〇〇、〇〇〇

第四〃 七、〇〇〇、〇〇〇

第五〃 九、〇〇〇、〇〇〇

併し乍ら之は單に計畫であつて既に石炭事情の逼迫に依り復興建築にも一抹の暗影なきを得ないものであるが、木造建築に關する限りセメントはさして重要な意義を有するものではなく、叩き土其の他代用資材の創造利用を以て對處すべきである。

(二) 鐵鋼

戰時中に於ける内地鋼材の生産高は左の通りであつた。（土建用は其の約二割である。）（單位千噸）

昭和二十二年 五、〇八一

〃二十三年 五、四八九

〃二十四年 五、四三八

〃二十五年 五、二六一

〃二十六年 五、〇四六

〃二十七年 五、〇五一

〃二十八年 五、三八六

〃一九年 四、〇六一  
〃二〇年（第一四半期） 四五五

之亦石炭事情により當面の生産は甚だ憂慮すべき状態にある。商工省は昭和二十一年一〇月初旬我國が今後一ヶ年間に必要とする鐵鋼の需要量を總計四二五萬噸（内土建用八七萬噸）と査定したが、過般のポレー聲明は將來許容さるべき我が鐵鋼生産高を年二五〇萬噸と限定したので、その中特殊鋼、鑄鋼及鍛鋼品の合計を二五萬噸とすれば、普通壓迫鋼材は二二五萬噸となり、鐵鋼統制會に依る産業部門別需要推定は次表の如く復興建築用に僅か四五萬五千噸を見込んで居るに過ぎず、従つて農村復興用鋼材を減ずれば都市復興用鋼材の數量は前記の所要量を遙かに下廻ることとなり、戰災地に於ける鐵屑を電氣爐に依て簡單に製鋼するとか、隱退藏鋼材の徹底的な利用とか、或は不要鐵鋼構造物の解體轉用とか、特別の強力な措置が望まれる次第である。

産業別 推定需要量（噸）

陸運關係 四七〇、〇〇〇

船舶關係 一一〇、〇〇〇

電氣通信關係 二〇、〇〇〇

食糧關係 二〇、〇〇〇

土木建築關係 五五〇、〇〇〇

（内譯、復興建築四五五、〇〇〇、河川工事二〇、〇〇〇、

道路修理二〇、〇〇〇、水道五五、〇〇〇）

民生關係 八七〇、〇〇〇

官需 一一〇、〇〇〇

合計

一、二五〇、〇〇〇

(三) 木材

復興事業には木材の需要が最も盛んで、昭和二二年度に於ける生産計畫量は八千萬石程度と豫想されるが、一方生産を繞る環境は食糧不足、副資材の入手難、伐採地が奥山である事等の悪條件が山積して居り、八千萬石の生産見積りはかゝる環境悪を總て克服した場合の最大限の可能性と云ふべきである。生産木材の主要な供給先は復興建築用約四千萬石、パルプ材一千萬石、其他杭木・枕木・電柱・梱包材等で、復興建築用材は生産計畫の上では一應確保してあると云つて差支へない。併し乍ら實際その所要量が所要の時期迄に所要の都市に到着する迄には前述の如き幾多の隘路があり、加之日本木材株式會社及地方木材株式會社による配給機構の不備、價格の不適合、山林買漁り等の原因によつて現實の木材供出成績は全く逼塞の状態にあり、此の儘では最大伐採期の六月迄には到底計畫量の達成は困難であると云はれてゐる。

そこで政府は昨年一月木材配給統制規則を改正し、次いで公定價格の大幅引上げを斷行したが、更に本年二月初め國有林、御料林、公共團體用林の増伐材に極力努力することとし、而も猶計畫量に不足した場合は民有林を對象とし森林法に基く伐採強化の措置を採る事となつたのである。終りに参考迄に建築所要資材の主なものゝの所要量算出基準として建物一坪當りの所要量を掲げて參考に供しやう。

名 稱	單 位	鐵筋コンクリート造の場合	木造の場合
木 材 (素材)	石 疋	三・〇	四・二
セメン ト	疋	一・〇〇〇・〇	五〇・〇
鐵 筋	疋	三〇〇・〇	—

名 稱	單 位	鐵筋コンクリート造の場合	木造の場合
釘	—	二・〇	二・八
補 強 鐵 線 物	—	—	三・〇
鐵 板	—	〇・五	〇・五
砂 利	立方米	二・六	二・一五
砂 子	—	二・一	—
屋 根 葺 材	平方尺	八・〇	一五・〇
アスファルト	坪	—	一・〇
電 線	疋	三〇・〇	一・三三
衛生暖房工事用鋼材	—	二・五	一・八
建 具 用 鋼 材	—	五〇・〇	—
ガ ソ ー リ ン	ガロン	五・五	二・五

●戰災地復興計畫基本方針

(昭和二十年十二月三十日)  
閣議決定

今次ノ戰災ハ被害殆ンド全國ニ跨リ都市、聚落ヲ通ジ其ノ燒失區域ハ一億六千萬坪ニ及ブ、之ニ對スル復興計畫ハ産業ノ立地、都市農村ノ人口配分等ニ關スル合理的の方策ニ依リ過大都市ノ抑制並ニ地方中小都市ノ振興ヲ圖ルヲ目途トシ各都市又ハ聚落ノ性格ト其ノ將來ノ發展ニ即應シテ樹立セラルベク計畫ニ屬スル事業ハ永年長期ニ亘リ繼續シテ施行スルノ外ナキモ之ガ基礎トナルベキ土地整理事業ハ性質上出來得ル限り急速ニ之ヲ實施スベキモノトス

一、復興計畫區域

戰災地ノ復興計畫ヲ實施スル區域ハ都市又ハ聚落ノ相當部分ニ損害ヲ蒙リタル戰災地ノ主要罹災地域及之ト關聯スル地域トス

二、復興計畫ノ目標

戰災地ノ復興計畫ニ於テハ産業ノ立地、人口ノ配分等ニ關スル方策ニ依リ規定セラルル都市聚落ノ性格ト規模トヲ基礎トシ都市聚落ノ能率、保健及防災ヲ主眼トシテ決定セラルベク兼ネテ國民生活上ト地方的美觀ノ發揚ヲ企圖シ地方ノ氣候、風土、慣習等ニ即應セル特色アル都市聚落ヲ建設センコトヲ目標トス

三、土地利用計畫

- (一) 都市、聚落ノ能率、保健及防災ニ對スル充分ナル考慮ノ下ニ工業、商業其ノ他ノ業務及住居ニ充テラルベキ土地ノ配分ヲ計畫的ニ決定スルコト
- (二) 土地利用ニ關スル計畫ノ實現ヲ確保スル爲め地域及地區ニ關シテハ出來得ル限り精密ニ指定シ且特ニ其ノ專用制ヲ高度化スルコト



- (三) 特殊ノ目的ノ爲ニ設ケラルル地區ニシテ其ノ從來ノ配置ガ變更、合併ヲ行フコト
- (四) 官公衛、學校、停車場、郵便、電信電話局舎、市場、墓地其ノ他都市聚落構成上ノ主要營造物ニ付テハ適正ナル配置ヲ爲スト共ニ罹災ノ施設又ハ營造物ニシテ其ノ位置ヲ變更スルヲ適當トスルモノハ之ヲ他ニ移轉セシムルコト

四、主要施設

(一) 街路

- 1、街路網ハ都市聚落ノ性格、規模並ニ土地利用計畫ニ即應シ之ヲ構成スルト共ニ街路ノ構想ニ於テハ將來ノ自動車交通及建築ノ様式、規模ニ適應セシムルコトヲ期シ兼テ防災、保健及美觀ニ資スルコト
- 2、主要幹線街路ノ幅員ハ中小都市ニ於テ三六米以上、大都市ニ於テハ五〇米以上其ノ他ノ幹線街路、中小都市ニ於テハ二五米以上、大都市ニ於テハ三六米以上、補助幹線街路ハ一五米以上トシ止ムヲ得ザル場合ト雖モ八米ヲ下ラズ區劃街路ハ六米以上トスルコト
- 3、必要ノ個所ニハ幅員五〇米乃至一〇〇米ノ廣路又ハ廣場ヲ配置シ利用上防災及美觀ノ構成ヲ兼ネシムルコト
- 4、地下鐵道、軌道、乗合自動車等ノ整備ヲ豫想セラルル場合ニ於テハ街路ハ之ニ即應スル系統幅員ヲ有セシムルコト

(二) 綠地

- 1、公園運動場、公園道路其ノ他ノ綠地ハ都市、聚落ノ性格及土地利用計畫ニ應ジ系統別ニ配置セラルルコト
- 2、綠地ノ總面積ハ市街地面積ノ一〇%以上ヲ目途トシテ整備セラルルコト

- 3、必要ニ應ジ市街外周ニ於ケル農地、山林、原野、河川等突地ノ保存ヲ圖ル爲綠地帯ヲ指定シ其ノ他ノ綠地ト相俟ツテ市街地ヘノ楔入ヲ圖ルコト

(三) 港灣、運河、飛行場

將來ノ産業ノ立地及地方ノ發展ヲ豫想シ之ニ相應スル鐵道、軌道、港灣及運河ヲ整備スルト共ニ主要ナル都市ニ於テハ飛行場、軌道、地下鐵道等ヲ計畫スルコト

(四) 其ノ他

市街地ノ整備ニ伴ヒ電線等ハ原則トシテ之ヲ地下ニ移設シ必要ナル水道、下水道ノ改良新設ヲ行ヒ水利施設ノ擴充ヲ期スルノ外必要ニ應ジ塵芥及汚物ノ處理場、火葬場、屠場等ヲ整備シ主要都市ニ於テハ蔬菜、鮮魚介等ノ市場ノ整備ヲ圖ルコト

五、土地整理

- (一) 街路公園其ノ他ノ公共用地等ノ提供及市街地ノ利用増進ヲ目的トシテ罹災區域ノ全體ニ亘リ急速ニ土地整理ヲ實施スルコト
- (二) 土地整理ノ方法ハ土地區劃整理又ハ買収ニ依ルコトトシ必要ニ應ジテ地券ノ發行等ノ方法ヲ考慮スルコト
- (三) 土地區劃整理ニ於テハ名勝地、舊蹟地、古墳墓地等ヲ除クノ外關係土地ノ全部ヲ整理施行地區ニ編入スルコト
- (四) 移轉スベキ罹災ノ施設又ハ營造物ノ跡地、兵舎其ノ他軍用地跡地ハ官公衛、街路、公園其ノ他公共用地ニ充ツルモノノ外之ヲ市街宅地ト爲スコト
- (五) 土地區劃整理施行ノ結果宅地面積ノ減少スルモノニ對シテハ其ノ減少ノ一部ハ之ヲ無償ヲ以テ提供セシムルコト

- (六) 市街地ノ密集ヲ避ケ、堅牢建築物ノ建築ヲ促進スル爲土地區劃整理ニ於テハ過小劃地ノ整理ヲ行フコトトシ整理ノ施行ヲ容易ナラシムル爲必要ニ應ジ小ナル敷地ニ對シテハ地積ヲ増シテ換地ヲ交付シ特に大ナル敷地ニ付テハ其ノ減歩ヲ大ナラシムルコト
- (七) 土地區劃整理ノ施行ヲ容易ナラシムル爲公共團體代行機關等ヲシテ住宅敷地造成事業ヲ經營セシムルコト

#### 六、疎開跡地ニ對スル措置

- (一) 土地區劃整理施行區域内ノ建物疎開跡地ニシテ公共團體ニ於テ未ダ買收シアラザルモノニ付テハ區劃整理事業ノ施行ヲ容易ナラシムル爲關係公共團體ヲシテ之ヲ買收セシムルコト
- (二) 建物疎開跡地ニシテ區劃整理施行區域外ニアルモノ及戰災地ニ非ザル都市ニアルモノハ都市計畫上必要アルモノニ限り關係公共團體ヲシテ之ヲ買收セシメ其ノ經費ニ付テハ國庫ヨリ補助金ヲ交付スルコト

#### 七、建築

- (一) 市街地ノ不燃、保健及防災ヲ強化シ戰災地ニ關スル復興計畫ニ即應シテ市街地建築物ノ構造設備ニ關スル監督ヲ強化シ併セテ之ヲ指導ヲ行フコト
- (二) 都心部及防火帶ニ屬スル地區ニ於テハ堅牢建築物以外ノ建築物ヲ禁止スルコト
- (三) 其ノ他ノ地區ニ於テモ堅牢建築物以外ノ建築物ハ其ノ配置及構造ニ關スル條件ヲ嚴格ニシ出來得ル限り之ガ耐火性ヲ高ムルコト
- (四) 建築物敷地内ノ空地ヲ確保スル爲建蔽率ニ關スル制限ヲ強化スルコト
- (五) 堅牢建築物ノ建築ヲ促進スル爲之ガ有効ナル助成ノ方途ヲ講ズルト共ニ堅牢建築物ノ建築上ノ必要ニ基ク同一街廓内ノ土地ノ收用ノ制度ヲ設クルコト

#### 八、事業ノ執行

復興計畫ハ政府ニ於テ計畫ヲ統制シ其ノ立案ニ當リテハ出來得ル限り地方ノ創意ヲ反映助長セシムルヲ主眼トシ之ニ基キテ施行スベキ事業ハ成ルベク市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ付テハ東京都長官)ヲシテ之ヲ執行セシメ市町村長ニ於テ執行スルコト困難ナルモノハ府縣知事ヲシテ執行セシムルコト

#### 九、復興計畫事業費

- (一) 復興計畫事業ノ費用ハ公共團體ノ負擔トスルモ公共團體ノ財政ニ於テ負擔ニ堪ヘザル部分ニ付テハ國庫ヨリ補助スルコト
- (二) 公共團體ニ於テ負擔スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ權災區域外ノ住民ヲシテ負擔セシムルコトヲ得ルコト
- (三) 公共團體ノ負擔スル費用ニ充テシムル爲政府ハ低利資金ノ融通ヲナシ且其ノ利子等ノ補給ヲ爲スコト



●戦災地一覽 (昭和二十年十一月十二日閣議 諒解)

戦災地トハ差當リ東京都ノ區ノ存スル區域及左ニ掲グル都市ヲ謂フモノトス

北海道	根室	釧路	函館	室蘭	本別
青森	青森	八戸			
岩手	釜石	宮古	花巻	盛岡	
宮城	仙台				
福島	郡山	平			
東京	東京都	八王子			
神奈川	横浜	川崎	平塚	小田原	
千葉	千葉	銚子			
埼玉	熊谷				
茨城	水戸	日立	高萩	多賀	豊浦
栃木	宇都宮	鹿沼	伊勢崎		
群馬	前橋	高崎			
新潟	長岡				
山梨	甲府				
愛知	名古屋	豊橋	岡崎	一宮	
静岡	静岡	濱松	清水	沼津	
岐阜	岐阜	大垣			

宮崎	大分	熊本	長崎	福岡	高知	愛媛	徳島	香川	鳥取	山口	岡山	廣島	福井	和歌山	兵庫	大阪	富山	三重	
宮崎	大分	熊本	長崎	福岡	高知	松山	徳島	高松	境	下關	岡山	廣島	福井	和歌山	本	神戶	大阪	富山	津
延岡	都	荒尾	佐世保	門司		宇和島			宇部		吳	敦賀	海南	魚崎	西宮	堺			四日市
都城	高鍋	水俣	宇土	八幡	大牟田	今治			徳山		福山		田邊	住吉	明石	豐中			桑名
油津	富島				久留米				下松				新宮	本庄	布施				宇治山田
									光				勝浦	飾磨	尼崎				
									岩國						鳴尾				
															御影				
															蘆屋				

鹿兒島  
今和泉  
鹿兒島  
川内  
指宿  
串木野  
阿久根  
加治木  
枕崎  
山川

973  
421

製本控 同第 號

993 函 421 號 年 月 日

書名 復興都市の待望

著者 島田藤

受入 昭和 11 年 9 月 16 日 寄贈 1 冊

備考

復興都市の待望

昭和二十一年三月二十日印刷  
昭和二十一年三月二十五日發行

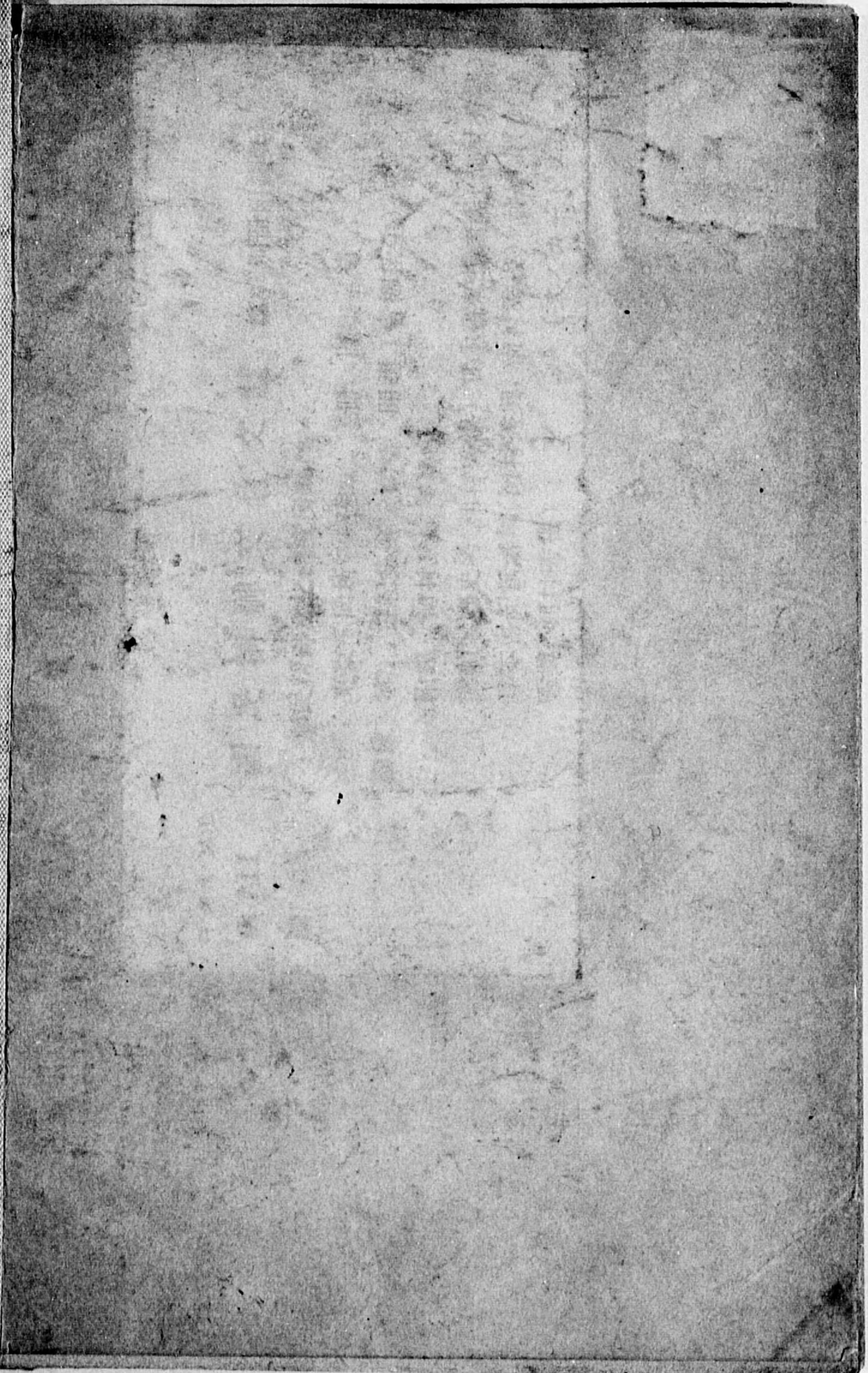
定價 3.60 (税共)  
送料 0.20

*July 12th 2606*

著者	島田藤
發行者	東京都京橋區木挽町七丁目四番地 岩崎英祐
印刷者	東京都牛込區市谷加賀町一ノ十二 小坂孟
發行所	東京都京橋區木挽町七丁目四番地 平和出版社
配給元	東京都神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

市立宮打町一〇

973  
421



終